

## 第4回さいたま市障害者政策委員会会議録

日時：令和2年8月18日（火） 14：00～16：40

会場：ときわ会館 5階 大ホール

### 次第

- 1 開 会
- 2 議 題
  - (1) 障害者総合支援計画（2018～2020）進捗状況の報告について
  - (2) 次期障害者総合支援計画素案（案）について
- 3 その他
  - (1) さいたま市ソーシャルファームについて
  - (2) 新型コロナウイルス感染症対応について
- 4 閉 会

### 配布資料

- ① 第4回さいたま市障害者政策委員会次第
- ② 第4回さいたま市障害者政策委員会座席表及び委員名簿
- ③ 資料1-1 障害者総合支援計画（2018～2020）令和元年度達成状況報告書（案）
- ④ 資料1-2 令和2年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議における「令和元年度達成状況報告書（案）」についての主な意見
- ⑤ 資料2-1 次期障害者総合支援計画策定の工程について
- ⑥ 資料2-2 次期障害者総合支援計画素案（案）
- ⑦ 資料2-3 令和2年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議における「次期障害者総合支援計画素案（案）」についての主な意見
- ⑧ 資料3 さいたま市ソーシャルファームについて
- ⑨ 資料4 新型コロナウイルス感染症対応について

## 出席者

委員・・・平野委員長、赤尾委員、赤沼委員、荒井委員、黒澤委員、小島委員、小山委員、斎藤委員、高濱委員、遅塚委員、長岡委員、中野委員、渡部委員  
事務局・・・参事兼障害政策課長、障害政策課ノーマライゼーション推進係長、障害政策課、障害政策課施設整備係長、障害支援課長、障害支援課審査指定係長、障害支援課自立支援給付係長、障害支援課、障害者更生相談センター参事兼所長、障害者更生相談センター、障害者総合支援センター所長、障害者総合支援センター、福祉総務課、健康増進課、疾病予防対策課、精神保健課、ひまわり学園育成課、特別支援教育室

## 欠席者

委員・・・島村委員、榊田委員、庄司委員、星委員、山崎委員、横島委員、渡邊委員

## 傍聴者の数 4名

## 開 会

(平野委員長)

それでは、定刻となりましたので、第4回さいたま市障害者政策委員会を開催させていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、障害者政策委員会にご出席いただきありがとうございます。

まず、今回の委員の出席状況ですが、出席委員13名、欠席委員7名ですので、さいたま市障害者政策委員会条例第5条第2項の規定により、委員の過半数がご出席されておりますので、本日の会議は成立いたします。

続きまして、本日の会議でございますが、さいたま市情報公開条例第23条の規定に基づき、原則として一般の方に公開することとなっております。会議録も作成し、公開となります。各区役所の情報公開コーナーにおいて、市民の閲覧に供することとなりますので、会議資料につきましても公表したいと考えております。

次に、会議の傍聴でございますが、先程申し上げましたように本日の会議は公開となっておりますので、先程確認したところ、傍聴を希望する方4名がこの会場にお越しでございますので、傍聴を許可するとのご了解をお願いいたします。

～ 委員了承 ～

はい、ありがとうございました。それでは、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

(事務局)

はい、今年度4月より障害政策課長に着任いたしました、大畑でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

- ① 第4回さいたま市障害者政策委員会次第
- ② 第4回さいたま市障害者政策委員会座席表及び委員名簿
- ③ 資料1-1 障害者総合支援計画（2018～2020）令和元年度達成状況報告書（案）
- ④ 資料1-2 令和2年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議における「令和元年度達成状況報告書（案）」についての主な意見
- ⑤ 資料2-1 次期障害者総合支援計画策定の工程について
- ⑥ 資料2-2 次期障害者総合支援計画素案（案）
- ⑦ 資料2-3 令和2年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議における「次期障害者総合支援計画素案（案）」についての主な意見
- ⑧ 資料3 さいたま市ソーシャルファームについて
- ⑨ 資料4 新型コロナウイルス感染症対応について

以上、9点でございます。

また、委員の皆様へのみ、別添の資料といたしまして、

- ・非常勤特別職職員に対する通勤に要する費用の支給について
- ・旅費申請書
- ・旅費申請書【記入例】

を配布させていただいております。こちらにつきましては、後ほどご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

皆様、不足等はございませんでしょうか。

～ 不足等確認 ～

本日の委員会ですが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、室内の換気改善のため、出入り口の扉について一部開放させていただきます。

また事務局からの議題に関する説明につきましては極力簡潔にまとめるなど、会議時間の短縮に努めさせていただきたいと存じますので、ご理解・ご協力の程、よろしく申し上げます。

なお、聴覚に障害がある方への配慮といたしまして、手話通訳者の方が通訳しやすいように、ご発言いただく際には、ゆっくりと、そして、大きな声ではっきりとご発言いただきますようお願いいたします。

また、本来ならば聴覚に障害がある方への配慮として、マスクを外してご発言等いただくところがございますが、新型コロナウイルス感染拡大予防等の観点から、マスク着用をお願いしているところがございます。誠に恐縮ではございますが、マスクを着用したままでのご発言等をお許しいただきますよう、お願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(平野委員長)

ありがとうございます。それでは、これから議事に入りたいと思います。お手元の次第にございますとおり、本日は議題として、(1) 障害者総合支援計画(2018～2020)進捗状況の報告について、それから(2) 次期障害者総合支援計画素案(案)について、報告事項として2つ、さいたま市ソーシャルファームについて、新型コロナウイルス感染症対策についてということで、4つ準備してございます。前回の会議を開いたのが3月の半ばで、このような状態になるとは想定しておりませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響で大変な状態になりまして緊急事態宣言が出され、わずか数か月の間に私たちの生活は一変してしまいました。今また新たな感染の波がきているということがありまして、皆様方の状況も少しずつ変わっていると思います。そこで私の方からの提案ですが、最初に1分間ほど皆様方一人ひとりに状況がどう変わったのか、あるいは今このようなことが見えてきたなど、できるだけご発言いただきたいと思います。そのような状況を踏まえたうえで議事に入りたいと思っております。大変恐縮ですが、荒井委員のほうから順番にお願いしたいと思います。

(荒井委員)

公募委員の荒井です。コロナの状況に陥ってから、変わったことが2つあります。1つは4月の下旬から私の仕事のほとんどがテレワークになったということです。今までは考えもしなかったのですが、視覚障害が移動の障害といわれる側面もありますが、意外とテレワークで解消できたということで、本来の職業能力で社会に貢献できるかなということを考えるきっかけになりました。もう1つは、やはり誰も経験したことがないという状況なので、科学的根拠に基づいた対応ができていないか、いないかというところはすごく大き

いと思っています。やはり視覚障害者に関しては、3密というのはかなり過酷な要求なのですが、それでもやはり接してくださる方が科学的根拠に基づいて接してくださる方と、そうではない方で、かなり大きく変わると感じております。以上です。

(黒澤委員)

私は手をつなぐ育成会の会員でございまして、会員の皆さんは就労されている方が1か月半ほど自宅待機されて、仕事もずっとなしで、グループホームも閉鎖したという方もいらっしゃいました。密にならないというのは難しいと思います。作業所のほうは、皆さん頑張っていて職員の方が通常の介護をしてくれているのですが、一部の作業所は1か月半ほどクローズして、重度の障害の方はご自宅でどうやって過ごそうかとご家族の方が悩んだというケースもありました。その後、順調に回復したのですが、週3日だけとか飛び飛びだったりして、そういったことはご本人の生活ペースが乱れるので、それがご家族の悩みとしてうまく解決できません。ヘルパーさんの移動支援、私もヘルパーをやっているのですが、移動支援が極端に減りました。出かけると怖いので食事もできないし、私たちも一緒に食事をするととても気を遣うので、どこまで対応してよいかというところで悩みます。親御さんも電車に乗せて出すというのはとてもハードルが高く、週末のお出かけもできない状況でした。サービス事業所のほうで、やめてほしいと、今まで使っている移動支援をできませんといわれた方もいらっしゃって、この3月から、かなり皆さん生活が変わってしまいました。知的障害のある重度の方はマスクが苦手なので、どうしても取ってしまいます。うちの子どももそうなのですが、何とか本人に慣れさせるまでにとっても皆さん苦勞していて、子どもたちをどうやって守っていくのかと本当に親御さんも含めて、このコロナに対しては手探りの状態です。私も家族に関しては、施設にお世話になっているのですが、帰宅が限定されています。今までは家族の希望で帰宅できたのですが、やはりむやみに外に出るということは、私もコロナにかかっているかもしれないし、どこにいったよいかわからない状態なので、それこそ今まで通常にやっていた公園のお散歩も控えるほど、どのような対応をしてよいか親御さんたちも悩んでいます。これからの生活をどのように立て直していくかという方も中にはいらっしゃいます。その中でも、就労Bの方たちの作業所が、仕事ということをメインにしているせいか、必ずコンスタントに電車で通勤しています。そのことに親御さんは、本当に子どもがコンスタントに作業所について大丈夫なのだろうかという心配をしますし、何をやっても心配がつきまとうのかなというのが、ここ3、4か月の状況です。

(小島委員)

私たち発達障害の会では、まず保護者から見ると、集まって日頃の鬱積したものを晴らすことを含めておしゃべりをするのが、私たちにとって大切なことだったので、集まって顔を合わせておしゃべりをするということができないことは、会の活動に大きな影響が

あります。子どもたちには、オンラインで仕事ができたと話もありますし、職場に行かないと仕事がないから結局在宅になってしまったという人もいれば、中には障害者雇用を切られたという話も会員外からですが聞きました。子どもたちは、やはりじっとしているのが難しいタイプのお子さんには外出の自粛は厳しかっただろうと思いますし、感覚過敏でマスクが辛いというお子さんもいるので、そういった子どもにとっては辛いのかなと思っています。感覚過敏の子どもにマスクを強制しないような対応を学校でとってくださるとありがたいです。以上です。

(小山委員)

精神障害者家族会連絡会の小山です。精神のほうの相談というのは、コロナであろうと件数は変わりません。家族会には、以前と同じ件数がきます。ですが、公共の場所が全部閉鎖されていた時期もありまして、そのときに対応しなければいけない、これをどうしたらよいか私たちが家族会の悩みでした。それと、今困っていることは、当事者がコロナにかかった際、どこの病院に入らせてくれるだろうというのが、非常に私たちの不安材料です。これは内科なのか精神科なのかということで、どこも対応してくれないかもしれないという不安があったものですから、できましたらその辺を調べて提示していただければと思います。

(長岡委員)

社会福祉法人ささの会の長岡です。私の法人では、いくつかの事業所を運営していますが、うちは入所の施設です。入所の施設は、滋賀県で大規模のクラスターがあったというのがかなり早い段階でありましたので、私のところもそうですし、他のところも相当な緊張感の中でやっています。現在、県内では、私は事業所の団体に携わっていますが、私どもの団体で3か所発生して、うち2か所がクラスターです。3か所のうち2か所がグループホームで、1か所が入所施設ということで、やはり居住の場で持ち込んだら逃げ場所がないという緊張感があります。私の知る限りでは、障害福祉の事業所の職員は、プライベートでも相当我慢していますし、私の事業所の職員も濃厚接触者の濃厚接触者の濃厚接触者ぐらいは結構頻繁にいて、そういった中で誰かがPCRを受けるといったら休日もどこにもいかず待機しています。また、ドイツの首相がおっしゃっていたことが印象的で、移動制限というのはすごく大きなことで、利用者は帰宅だけでなく買い物も我慢しているような状況が続いています。非常に心苦しいですが、よく理解されております。もう1つびっくりしたのは、春から夏にかけて風邪をひく人がほとんどいませんでした。最後に、実際にクラスターを出している事業所の話をご紹介しますと、やはり福祉だけではどうにもならないことで、やはり行政を中心に関わっていただいて福祉の連携ということがどうしても必要となるということで、施設からの意見とさせていただきます。以上です。

(遅塚委員)

埼玉県社会福祉士会の遅塚でございます。コロナより前から割と性格的にひきこもり系なので、コロナが始まって以来は本当にどうしようもない用事以外は外に出ないで買い物もなるべくアマゾンで済ませている生活がずっと続いております。それだからというわけではないのですが、グループ会議やテレワークといわれるものをネガティブに捉えるのではなく、プラスの面にも着目したらどうかと思っています。例えば、社会福祉士会ですと会員は埼玉県全域にいますので、会議を開くにしても平日の夕方に会議といってもなかなか大変だったりするのですが、それが全部ウェブ上の会議になると、どこに住んでいても平等に参加することができるので、マイナスの面もあるでしょうけれど、会議の形態によってはそれでも差し支えないものもあります。例えば、このようなかたちの公の会議は、比較的ウェブ会議に向いていると思います。そのようなこともあり、コロナが終わったら元に戻すということではなく、どのようなかたちが一番よいのかということを検討することが必要ではないかと思っています。また、知り合いなどに話を聞きますと、障害者や高齢者のサービスの中でも、ホームヘルプサービスや訪問看護などの訪問系のサービスについては、国が公にお金の支援をほとんどしていません。例えば、通所系のサービスであれば通えなくても電話で状況を確認すれば1日分請求してもよいとか、いろいろ国も融通を効かせてくれているのですが、訪問系はほとんどそういったものがないです。先程のお話にもありましたが、事業者側から見ても訪問は怖いということもありますし、利用者側から見てもヘルパーさんがくるのが怖いということで、お互い自粛していると思います。経営として成り立たない、公的のヘルパーだけではなく、例えば単独事業である生活サポート事業もそうですけれど、コロナが収まったら在宅系のサービスがみんな潰れていたということになってしまうと、障害がある方が地域生活を継続することができなくなるということを心配しております。また、ご本人がコロナにうつったときの対応というお話がありました。ご家族が感染した、もしくは疑いがあるというときに、ご本人をどこで保護してもらえるのか、どのような生活を継続すればよいのかということが、多分今ほとんど見えていないのではないかと思います。家族が感染したということは、障害のあるご本人も濃厚接触者であり、そういった状態にある中で例えば施設は受け入れてくれるのかなど、いろいろなことを考えるとまだまだ心配なことが多い状況だと思っています。以上です。

(斎藤委員)

鴻沼福祉会の斎藤です。私のところも障害者支援の事業所をさせていただいておりますが、本当に不安と緊張の毎日です。利用者の方たちは旅行だとかカラオケだとか、そういった楽しい行事が軒並み無くなってしまってすごいストレスを抱えています。それから作業所関係は販売先がない、何十年も取り引きしていた受注、受託の仕事が、この夏、秋にかけて次々と打ち切りさせていただきというようなことで、売り上げの減少している中で工賃も自助努力で頑張っておりますし、さいたま市が新しい支援をしてくださるので、何

とか切り抜けているという状況があります。私のところでは、この間、断続的にですが、コロナの疑いで利用者の方や職員が複数名PCR検査を受けるという状態が続いてきました。その疑いがあった日などに一番切望されるのが迅速なPCR検査と、それからできるだけ広く対応していただきたいというのが本当に切実な願いです。できれば職員は定期的にPCR検査を受けていくことができると不安感が解消されるのではないかと思います。また、そういった状態のときに、市や保健所、医療機関、医師会の先生たちと一緒に問題意識を共有していただけるととても心強いです。そういったことが仕組みとしてできるとよいと思っています。とりわけ、グループホームは、物理的に感染しやすい環境にあります。そこを何とか解決できる、待機できる場所ですとか、そういったものがあるとよいと思います。埼玉県のようにも障害者関係のいろいろな支援策をつくっていただいています。その中でさいたま市の方は対象外になる事業があると聞きました。県では介護者の方が感染されたときにご本人を受け止めるところの委託施設の契約をしたと聞きました。さいたま市は対象にならないと聞きましたので、こうしたよい施策はやっていただけたらと思いました。

#### (高濱委員)

花まるグループの高濱です。すごく深刻かつ、今いろいろ話合わなければならないことが山積みになっていると思います。PCR検査は間違いなく必要ですし、さいたま市が先行して示してくれるような施策は必要だと思います。ご家族の方がかかった場合にご本人をどうするかということは喫緊の問題です。そういったことを話し合うのは大事だと思いますが、今は自分がどうだったかという、うちは塾という側面で経営をやっているわけです。注目されるくらいに各種全部オンラインをいち早く導入したのですが、それでも2割減くらいです。その中でもこの会議に相応しい発見という、うちはどんな子どもも受け入れているので、どこかにすぐについてしまうような子どもたちにオンラインは合いません。発達障害の子どもは人が周りにいることによって流されてしまうので、オンラインは有効だと思いました。

#### (渡部委員)

さいたま市障害者協会の方とお話しさせていただきましたが、Zoomの会議のやり方がわからないので、やり方を教えてもらいました。まずZoomのやり方をこちらが勉強しなければならなかったのも、事業者の人に教えてもらい、今度は私たちが事業者の人に教えてもらったことを紙に書いてもらって文章にして、次の当事者の方や親御さんに教えていくということで、なかなか高齢者が多いので、Zoomって何なのかから始めなければいけません。どうやってやろうかと今悩んでいるところです。高次脳機能障害は、介護保険計画にも絡んでいるので、次回は出前講座を使って介護保険とは何かというところから始めていかないとできないかなと思っています。今は出前講座をお願いしているところ



です。以上です。

(赤沼委員)

公募委員の赤沼と申します。私は、一般企業のIT関係の仕事をしています。当チームは障害者雇用6名の人と一緒に仕事をしています。今までは当然出勤をして仕事をするという感じだったのですが、コロナが発生して4月から急遽テレワークの技術を導入して、テレワークを始めたという状況があります。やはりテレワークだけですと、コミュニケーションがなかなか図れないという部分がありますので、先程からも話題に出ていますZoomを使っての会議をして、今やっと慣れてみんなでやれるようになってきたという状況です。ただ、やはりZoomですと、通常であれば会話ができるのですが、私の部署には聴覚障害の方が2名いらっしゃいます。画面の中でもマスクをしているので、会社ではソーシャルディスタンスということで席を分散させて、それから常にマスクをしていないといけないので、会議に参加しても口元が見えないということがあります。聴覚障害の方にはUDトークというアプリがあるのですが、翻訳をしてそれを見てもらったり、後はチャットツールがあるのでそれを利用して指示や状況を把握しています。後は相談事項をその度にやっていくということをしております。当社としてはウィズコロナということで、9月以降も大変な状況になるのではないかとということで、それに向けて対応しているところです。私たちのチームとしては、たまたま来週、棚卸しがあるので、うまくできたことや、できなかったことなどの意見を出し合って次に備えていきたいと思っております。この状況ですと、テレワークではなくなっていくことが見えない状況になっていくので、来年の春まではこの状態になることを予測して、日々いろいろなことを工夫してやっていこうと考えております。以上です。

(赤尾委員)

浦和特別支援学校PTA会長の赤尾です。学校が休校のときには、うちの息子はありがたいことに毎日デイサービスのほうに通わせていただきました。事業所によっては人数制限をしていたり、お休みになっているところも多かったのですが、毎日通わせていただきありがたかったと思っております。学校が始まってからも、やはり先程黒澤委員もおっしゃっていたように、本校の児童生徒はマスクをつけるのが難しかったり、手洗いの習慣もそんなになく上手にできない子どもも多くいます。汚れてもいけないのに洗わなくてはならない、さっき洗ったばかりなのにまた洗う、それからアルコール消毒も何のためにするのかわからないという子どもが多いので、その指導をしたり、習慣をつけたりするのも先生方はとても大変なのではないかと思っております。もちろん事業所さんもそのような中、子どもたちを見ていただいて本当に感謝しています。学校のほうも行事がほとんどなくなってしまい、運動会もなく、文化祭もなく、旅行もありません。特に特別支援学校の高校3年生の生徒の修学旅行がなくなるのは本当に残念と思っております。旅行先は沖縄なのですが、

最初で最後になるかもしれない飛行機に乗れなくなってしまい、本当に残念だという話も聞いています。学校の校長先生も、来年は何とかできる行事がないか、今教職員の宿題として考えていますというようにおっしゃってくださっていて、先生方も大変な中本当に感謝しています。以上です。

(中野委員)

NPO法人さいたま市障害難病団体協議会の中野です。皆さん、ソーシャルディスタンスを取りながら活動なさっていますが、特効薬が確立しなければ解決しないということばかりです。知っている施設2つ、やはりどの施設も1か月半の自粛は取っておりますが、1つ難病患者を抱えている施設では、やはりみな行き場を求めている、職員が躊躇していても利用者さんが参加したがるという状況です。すべての活動はなくなっているという現状です。施設ではなく、知的の障害者の通所施設に通っている親御さんの例でも、知的があるからマスクが嫌だとか、その辺に座っても舐めてしまうなど、どうしても止められないことがあります。白岡の施設なども、知的ですからクラスターが出たのはどこかを触って舐めてしまったことが原因ではないかというお話は聞いています。通所に通っている知的障害の親御さんが、やはり交通機関などを心配して駅に行くまでついていくという、今までにないリズムになっています。そうした場合、自分の例にしましても、この状況がいつまで続くのかということで、親御さん自体が終わりがわからないので、コロナがいつまで続くのかという不安から眠れない、食べられないという状況に陥っているというケースも見受けられます。最終的には、特効薬が確立しなければ解決しないのかなという印象です。以上です。

(平野委員長)

ありがとうございます。皆様からいろいろな情報を出していただきました。それぞれの状況から全体の問題が見えてきたと思います。今、ウィズコロナ、ポストコロナ、アフターコロナということで、ウィズコロナは感染症があるということなので、それと共にということです。それからアフターコロナとポストコロナについては、今まであってよかったこともこれからは変えなければならないということです。例えば外国からの観光客を当てにしていたものや、これからはウィズコロナとポストコロナということで、いろいろな面からそういったものも踏まえながら考えていきたいと思います。また、コロナで一番言いたいのは、町中で障害者を見かけなくなったということです。感染するのが怖い、移動サービスがなくなったなど、社会の見方が厳しくなったというのがあります。この前、福祉関係の就労施設にいったのですが、知的障害のある方で電車を見ると落ち着くということで、駅の近くで見ていたら通りかかった人から、こんなところで何をやっているのだといわれ、障害者にとっては理由があるのですが、不要不急ということで、それ以来お母さんも怖くて出られなくなりました。これは私たちが築いてきた障害者の地位というのが崩

れてきているので、その怖さというものがあります。今日はこのような状況を捉えながら進めたいと思います。今日はできるだけスピーディーに進めてまいります。ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは議題に入らせていただきます。

お手元の資料の次第をご覧ください。議題（１）といたしまして、障害者総合支援計画（2018～2020）進捗状況の報告について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

はい、障害政策課の射場と申します。

それでは、議題（１）障害者総合支援計画（2018～2020）進捗状況の報告についてご説明させていただきます。

大変恐縮ですが、着座の上説明させていただきます。

本市ではノーマライゼーション条例第6条に基づき、毎年度、障害者総合支援計画に基づく施策の実施状況について、障害者政策委員会に報告することが義務付けられております。

現行計画は、平成30年度から令和2年度までの3年間となっており、本日は、計画の2年目となります。令和元年度の実施状況等について、ご報告させていただきます。

なお、本件につきましては、会議の進行を考慮し、6月に委員の皆様へ郵送等でご意見の提出をお願いさせていただきました。

ご多忙のところ、突然のお願いにもかかわらず、多くの貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様からのご意見のほか、7月に書面会議ということで開催いたしました「市民会議」におきましても、ご意見を頂戴したところでございます。こちらにつきましては、資料1-2として主な意見をまとめておりますので、後程ご覧ください。

それでは、資料1-1達成状況報告書（案）の2ページをご覧ください。

「（2）達成状況の評価基準」でございますが、障害者総合支援計画の各事業に記載されている「成果指標」につきましては、年度ごとに目標を設定してございまして、その実績について、評価をしております。

数値や数量など、定量的な目標が設定されている事業の評価につきましては、表1に記載している基準に基づいて、達成状況を判断し、各事業について、AからDまでの評価を付けています。

なお、成果指標には、定量的な目標の設定を基本としていますが、定量的な目標の設定が馴染まない事業もございまして、取組内容から総合的に判断しております。

また、委員の皆様からのご意見として、計画策定時に設定した目標値が、前年度である平成30年度の実績を下回っている事業もあり、評価基準として疑問に思うといったご意見をいただいております。

定量的な目標が設定されている事業の評価基準につきましては、現行計画策定時に定めた、年度ごとの目標に対する実績を対象として、評価をさせていただきこととさせていただいておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、資料の3ページ、「(3) 評価結果の概要」でございます。現行計画につきましては、93事業ございまして、そのうち、重点事業は、25事業でございます。

これらの事業について、市役所内の各所管課に、実施状況について照会し、評価基準に基づいて、内部評価を実施いたしました。

その結果、令和元年度の実績といたしまして、93事業のうち、「目標を上回って達成」であるA評価が26事業、「目標をおおむね達成」であるB評価が61事業、「目標を未達成」であるC評価については6事業という結果となっております。なお、「目標に対してほぼ未着手」であるD評価の事業は、ございませんでした。

これにより、令和元年度は「目標を上回って達成」であるA評価と、「目標をおおむね達成」であるB評価を合わせた、「目標を達成」した事業は、93事業中、87事業となり、割合では93.5%となりました。

また、重点事業については、25の重点事業のうち、令和元年度は「目標を上回って達成」であるA評価が11事業、「目標をおおむね達成」であるB評価が13事業、「目標を未達成」であるC評価は1事業という結果となっております。

その結果、「目標を上回って達成」であるA評価と、「目標をおおむね達成」であるB評価を合わせた、「目標を達成」した事業は、25事業中、24事業となり、割合では96.0%となりました。

次に、3ページの下にある「図3 基本目標別の評価結果」では、4つの基本目標ごとの評価を示しております。基本目標2「質の高い地域生活の実現」が他の3つの基本目標と比較して、未達成事業が多い状況となっております。

続きまして、4ページの「(4) 各年度における評価結果」では、平成30年度と令和元年度の達成状況を掲載しております。先程ご説明いたしましたとおり、全体としては、平成30年度に比べ、A評価が4事業増、B評価が2事業増、C評価が5事業減という結果となっており、概ね順調に推移していると認識しておりますが、C評価も少なからずございますので、現行計画の最終年度である今年度で達成できるよう、努めてまいりたいと考えております。

5ページから9ページにかけましては、93事業について、評価結果を一覧にして掲載しております。

そして、10ページ以降が、各事業の評価結果の詳細でございます。

資料の見方でございますが、10ページの、事業番号1「障害者の権利の擁護等に関する条例の周知啓発」をご覧ください。

こちらを例にご説明いたしますと、表の中程に、「令和元年度の取組内容」を、表の右側上に「総合評価」を、その下に「評価理由」を記載いたしまして、さらに、「さいたま

市障害者政策委員会委員の意見」という欄を設け、事前に委員の皆様からいただいたご意見を、掲載させていただいております。

なお、委員の皆様から、特にご意見をいただいている事業につきましては、この欄を設けてございません。

93事業のうち、事前に委員の皆様からいただいたご意見を中心に、7月に書面会議として開催いたしました、市民会議でいただいたご意見とあわせて、主なものを説明させていただきます。

まず、10ページの「事業番号1 障害者の権利の擁護等に関する条例の周知啓発」ですが、条例の周知啓発方法について、従来からの冊子を配布するなどの紙媒体による周知啓発から、SNS等の電子媒体を活用した周知啓発に取り組む必要があるのではないかとのご意見をいただいております。

こちらにつきましては、各種啓発イベント等を開催する際に、ホームページやSNS、マスメディア等を通じた普及啓発に努めたところです。

今後も、紙媒体だけでなく、様々な媒体を活用するなど、より効果的な普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

また、市民会議におきましては、以前から障害に対する理解については子どものころから学ぶとよいとのご意見をいただいております。

そこで、昨年度新たな取組として、例年小学校6年生に配布している条例簡明版冊子を、教育委員会と連携し、ワークシートを添付するとともに、教職員向けに冊子やワークシートに関する説明文を添付することで、各小学校において、より積極的に活用していただけるよう努めたところでございます。

次に、11ページ「事業番号2 誰もが共に暮らすための市民会議の実施」についてですが、市民会議での意見がどのように市の施策に反映されたかをわかるようにしてほしいといったご意見をいただいております。

今後も、資料1-2にありますように、市民会議でいただいた主なご意見をまとめたものを本委員会にお示し、委員の皆様にご審議いただくとともに、本委員会でもいただいたご意見や市の考え方などをまとめた資料を作成し、フィードバックしてまいりたいと考えております。

続きまして、26ページ「事業番号36 グループホームの整備」につきまして、他の政令市と比べてグループホームの数が少ない、年金と工賃だけでは生活できない、重度障害者を支える人的体制の強化など課題が多いといったご意見や、グループホームの待機人数をゼロにする努力を続けてほしいといったご意見をいただいております。

こちらにつきましては、引き続き国庫補助金を活用し、特に医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者を受け入れるグループホームの整備を促進してまいりたいと考えております。

次に、31ページ「事業番号48 障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援」に

つきまして、障害福祉の仕事の魅力を伝えたり、職員の処遇改善に関する取組が必要ではないかといったご意見をいただいております。

こちらにつきまして、令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催はできませんでしたが、今後も民間事業者等と協力し、障害福祉の仕事の魅力を伝えるイベントを開催してまいりたいと考えております。

続きまして、35ページ「事業番号57 障害者等に配慮した情報提供」につきまして、障害者福祉ガイドについて、障害種別ごとに必要な情報を検索できるように工夫してほしいといったご意見をいただいております。

また、市民会議におきましても、同様のご意見をいただいております。

こちらにつきましては、区役所の支援課において、障害者手帳等の申請や更新時において、障害者福祉ガイドを活用し、利用可能な福祉サービス等についての説明を行っているところがございます。今後も、個々の障害特性に応じ、必要な情報を取得できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、37ページ「事業番号62 障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実」についてですが、就職者数と合わせて、就職後の定着状況がどうなっているのか、また、企業における合理的配慮の提供がどのようになっているのかが大切であるのご意見をいただいております。

また、市民会議におきましては、様々な障害種別にあわせた支援をしてほしい。特に視覚障害者については、国や県の専門機関との連携を強化し、つなぐ支援を行ってほしいといったご意見をいただいております。

こちらにつきましては、引き続き、ジョブコーチを派遣し職場環境の調整を行うなど、きめこまやかな就労定着支援を実施してまいります。

また、視覚障害者の就労支援につきましては、荒井委員にもご協力いただき作成いたしました、就労フローを活用した国や県の専門機関へのつなぐ支援などを行ってまいりたいと考えております。

最後に、45ページの「事業番号84 防災知識等の普及・啓発」から、49ページの「事業番号92 緊急時安心キット配付事業」までが、基本目標の「4 障害者の危機対策」のうち、防災対策に関する事業でございます。

防災対策に関する事業全体に対しまして、次期計画策定にかかるアンケート結果において、災害時への不安と対策の充実を求めるニーズは極めて高かった。2019年台風19号などの対応について障害者の視点から検証・評価を行い、具体策を講じてほしい、また、東日本大震災における教訓がその後の災害時に際して十分に生かされていないことを踏まえ、しっかり対応すべきとのご意見をいただいております。

また、45ページの「事業番号84 防災知識等の普及・啓発」について、「災害時要援護者支援マニュアル」が視覚障害者に対しても、紙媒体で届けられていた。せっかくホームページに電子媒体を掲載しているのに、通知文にそのことについての記載がなかった

とのご意見をいただいております。

また、市民会議におきましては、46ページの「事業番号85 要配慮者の避難支援対策の推進」につきまして、災害弱者である障害者向けの対策を実施してほしいとのご意見をいただいております。

本市といたしましても、防災対策につきましては、重要な課題ととらえ、現計画に掲げた事業を着実に実施するとともに、次期計画におきましても、引き続き重点施策として位置づけ、皆様が安全・安心に暮らせるよう防災体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上が、令和元年度の障害者総合支援計画の実施状況等についてのご説明となります。

現行計画につきましては、今年度が3年目の最後の年となります。本日、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、本年度の事業実施に活かすとともに、次期計画の策定にも反映させていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(平野委員長)

ありがとうございました。資料1-1は委員の皆様方に意見を出してもらい、それを盛り込んだものです。また、資料1-2は市民会議、コロナの関係で、書面で会議をしまして、そこで市民会議のメンバーの方々から寄せられたものです。大体同じようなことが市民会議でも出ていると思います。追加のご意見などございませんか。よろしいでしょうか。それでは、今日のメインである次の議事に移ります。

(2) 次期障害者総合支援計画素案(案)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい、それでは、議題2 次期障害者総合支援計画素案(案)について、ご説明いたします。

まず、素案(案)の説明に入る前に、次期障害者総合支援計画の策定に係るこれまでの動きと、今後の流れについて説明させていただきます。

お手数ですが、「資料2-1 次期障害者総合支援計画策定の工程について」をご覧ください。

次期計画の策定につきましては、昨年度の第3回障害者政策委員会において、「次期計画の体系案」についてご審議いただき、今年度はその「体系案」を計画の骨子として、その骨子に肉付けするかたちで、計画の素案のたたき台を事務局にて作成いたしました。

計画の素案のたたき台をもとに、6月に意見聴取、7月にワーキンググループを開催し、委員の皆様から様々な事業の成果指標や目標設定について、具体的なお意見、ご指摘を頂戴しながら進めてまいりました。

委員の皆様には、意見聴取やワーキンググループにおいて、大変多くの貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

また、ワーキングに参加していただきました委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、ご出席いただきありがとうございます。

委員の皆様からのご意見のほか、7月に書面会議ということで開催いたしました「市民会議」におきましても、ご意見を頂戴したところでございます。こちらにつきましては、資料2-3ということで主な意見をまとめておりますので、後程ご覧ください。

さらに、7月9日に開催いたしました地域自立支援協議会や7月に書面会議ということで開催いたしました権利擁護委員会におきましても、様々なご意見を頂戴したところでございます。

こうしたご意見を踏まえまして、事務局で素案（案）を作成いたしました。

今後のスケジュールといたしましては、本日の本委員会でのご意見を踏まえ、事務局において、素案（案）の修正作業を行い、9月に議会報告、10月にパブリックコメントの実施を予定しております。

このパブリックコメントを踏まえ、事務局において修正を行い、12月下旬頃にワーキンググループを開催させていただきたいと考えております。

また、並行して「市民会議」や「自立支援協議会」などにおいて、ご意見をいただきながら、来年1月に政策委員会を開催させていただき、計画案について、ご審議いただく予定でございます。

ご審議いただいたご意見を踏まえ、計画案について修正等を行い、来年2月には計画を策定し、3月開催予定の政策委員会で、そのご報告をさせていただきたいと考えております。

本委員会やワーキングの開催予定でございますが、令和2年12月下旬頃に第2回ワーキンググループを、令和3年1月19日（火）に第5回障害者政策委員会を、令和3年3月16日（火）に第6回障害者政策委員会を開催する予定となっております。

スケジュールの説明は以上でございます。

続きまして、次期計画素案（案）について、ご説明させていただきます。

「資料2-2 障害者総合支援計画素案（案）」をご覧ください。

こちらにつきましては、事前に委員の皆様へ送付しておりますが、相当のページ数になっておりますので、本日はその概要についてご説明させていただきます。ご説明に当たっては素案（案）の中のページを申し上げて説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日配布しております素案（案）につきましては、皆様に事前送付したのから、一部修正をしておりますので、大変申し訳ございませんが、予めご承知おきください。

まず、本計画の構成でございますが、現行計画と同じく3章立てで、第1章が総論、第2章は各論として各事業を掲載し、第3章は第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画となっております。

まずは、第1章総論についてご説明いたします。

第1章は、計画の概要や障害者（児）をめぐる状況、障害者施策の課題などを掲載する部分となります。



資料の2ページをご覧ください。

(2) 計画の位置付けでございますが、国の法律や県の計画とさいたま市における計画との関連を図で示したものでございます。

次に3ページ、本計画の位置付けでございますが、市町村障害者計画、市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画、ノーマライゼーション条例に基づく施策を推進するための計画といった4つの位置付けをもつものとしております。

次に、4ページをご覧ください。(3) 計画の期間でございます。

次期計画の期間は、令和3年度から5年度までの3年間としております。

次に4ページ、5ページにわたりますが、(4) 計画策定の視点でございます。現行計画の3つの視点を踏襲し、計画策定の基本姿勢としていくものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。(5) 障害者施策の推進体制として、この障害者政策委員会と市民会議、さいたま市の関係を示した図でございます。

こちらは、本計画におけるPDCAサイクルについて、記載しておりまして、本計画を策定後、計画に掲げる事業を実施し、先程ご説明しましたが、障害者政策委員会の委員の皆様等から達成状況報告書等へのご意見をいただくことを通じて、事業の検証、見直しに役立てていくマネジメントサイクルを明記するものでございます。

7ページから25ページにかけましては、2 前期計画、つまり現計画の推進状況について記載しております。お時間の都合上、説明は省略いたしますので、後程ご覧ください。

それでは、26ページをお願いいたします。障害者(児)をめぐる状況として、26ページは身体障害者手帳所持者数、27ページは療育手帳所持者数、28ページは精神障害者手帳所持者数、28ページから29ページにかけて自立支援医療利用者数の推移を掲載しております。

続きまして、30ページから47ページにかけまして、アンケート調査から見る障害者(児)の状況ということで、昨年度、計画策定にあたり、アンケート調査を実施したところです。ここでは、障害種別ごとに行った調査について、それぞれの生活の状況や日常生活・介助などの特徴や傾向を記載しております。

ここで、30ページをご覧ください。委員の皆様に行った意見聴取において、「精神障害者・自立支援医療利用者に高次脳機能障害者が含まれることを明記してほしい」とのご意見を踏まえ、上から4行目に、「精神障害者・自立支援医療利用者(高次脳機能障害を含む)」と記載しております。

次に、48ページから50ページにかけまして、市民会議におきまして、次期計画の策定に向けてご意見をいただきましたので、主な意見をテーマごとにまとめた内容を記載いたしました。

続きまして、51ページから53ページにかけましては、基本方針、それから、4つの基本目標を掲載しております。これらも現行計画に引き続き継承するものでございます。

次に、54ページは計画の体系、55ページから61ページにかけまして、個別事業と

して94の事業を一覧にして掲載しております。

ここで、資料の57ページをご覧ください。基本目標2基本施策(2)「障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援」、「②障害福祉サービス事業所等の整備の促進」、及び基本施策(3)「障害者の居住場所の確保」、「①グループホームの整備の促進」についてですが、これまでどちらも「～の整備」となっていました。委員の皆様から「市が主体となって整備、運営を行うのではないかと市民の皆様から誤解を受けるのではないかと」とのご意見を踏まえ、「～の整備の促進」と修正しております。

なお、こちらに掲載していませんが、実施をする事業も多くございます。法令で定められている事業や市の他の計画に位置付けられている事業など、実施が担保されている事業がほとんどでございますので、念のため申し上げます。

以上が、第1章総論についての説明となります。

次に、第2章各論について、要点のみをかいつままでご説明させていただきます。

まず、施策の概要を記載し、その後に実施事業の説明、そして事業の達成度をはかる成果指標を記載しております。

成果指標については、1事業に複数の指標を掲げたものもございますし、指標を掲げることがないものなどについては指標を設定していないものもございます。なお、事業の左側に黒い星印があるものは重点的に取り組む事業となります。

また、委員の皆様からのご意見で、「成果指標をアンケートによる理解度や満足度としている事業において、次期計画の目標値が実績値よりも低い値を掲げている事業があるが、目標値を上方修正するか、成果指標を変更するなど、事業ごとに適切な見直しをされたい」とのご意見をいただきましたことを踏まえ、対象の事業において、成果指標や目標値の大幅な見直しを行っております。ただし、本市の上位計画であります「総合振興計画」に掲載されている事業につきましては、その整合性を図る必要があることから、「総合振興計画」と同じ目標値、成果指標等とさせていただいている事業もございますので、予めご容赦ください。

また、意見聴取におきまして、実施事業と成果指標の結びつきが分かりづらいとのご意見を踏まえ、成果指標の表の、事業名の左に記載している数字ですが、これまで実施事業とは別に通し番号で表記していたものを実施事業と同じ番号(丸数字)で表記することといたしました。

例といたしまして、資料の64ページ上段の実施事業「③「障害者週間」市民のつどいの実施」に対して、65ページ成果指標の表も「③「障害者週間」市民のつどいの実施」と通し番号ではなく、実施事業と同じ番号(丸数字)で表記しております。

それでは、ページが前後して申し訳ございませんが、63ページをご覧ください。

基本目標1の基本施策(1)でございますが、ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図るため、各種啓発活動を引き続き実施してまいります。アンケート調査結果にもありましたが、ノーマライゼーション条例の認知度はまだまだ低いというのが現状でございます。

す。また、本事業に対しましては、委員の皆様や市民会議におきましても、多くのご意見をいただいているところです。引き続き、皆様のご意見をお伺いしながら、より効果的な事業を実施してまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、67ページをご覧ください。基本施策（2）「障害を理由とする差別の解消」についてです。こちらにつきましては、「合理的配慮の好事例の収集や好事例集の活用を今後も継続してほしい」とのご意見を踏まえ、引き続き好事例の収集を行うとともに、好事例集を活用しながら、差別の解消や合理的配慮の提供に関する取組をより一層推進していくこととしております。

次に、69ページからは、基本施策（3）「障害者への虐待の防止」でございまして、現計画に引き続き、虐待を防止するための取組を実施していくこととしております。

続きまして、71ページをご覧ください。基本施策（4）「成年後見制度の利用の支援」に関する事業でございます。

権利擁護委員会の委員より、「安易に成年後見制度が選択されるケースが多くなっているように思われる。成年後見制度は多数ある高齢・障害者の支援の1つであることをわかるようにしてほしい」といったご意見をいただいたことを踏まえ、本制度を利用する方が地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の適切な利用を支援してまいりたいと考えております。

次に、72ページをお願いいたします。基本目標2の基本施策（1）「ライフステージを通じた切れ目のない支援」として、福祉分野、子ども分野、教育分野と、様々な部門が相互に連携を図ることで、引き続き切れ目のない支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、75ページをお願いいたします。基本施策（2）「障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援」でございまして。こちらは、居宅サービスや移動支援事業など障害者総合支援法に基づく各種サービスを含んでいる項目でございまして。特に、実施事業「①障害者（児）への福祉サービスの充実」につきましては、事業数も大変多く、※印にありますとおり、計画後半の「第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」に詳細を記載しておりますので、後程ご確認ください。

次に、81ページをお願いいたします。基本施策（3）「障害者の居住場所の確保」でございまして。こちらにつきましては、委員の皆様をはじめ、市民会議や福祉団体等からも、グループホームの整備について非常に多くのご意見をいただいております。本市といたしましても、グループホームの整備は課題として認識しており、次期計画におきましても、引き続き国庫補助金を活用したグループホームの整備、特に、医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者を受け入れるグループホームの整備を促進してまいります。

続きまして、83ページをご覧ください。基本施策（4）「相談体制の充実」ですが、昨年度実施したアンケートや委員の皆様から、「どこに相談してよいかわからない」や、「国

や県等の専門機関と連携を強化してほしい」といったご意見、「相談窓口の数を増やすだけでなく、相談窓口に関する周知や質の確保についても取り組んでほしい」といったご意見をいただいております。次期計画におきましても、国や県等の専門機関や相談支援事業所などの関係機関との連携を強化し、相談支援体制のより一層の充実を図ってまいります。

次に、86ページをご覧ください。基本施策（5）「人材の確保・育成」ですが、関係機関等と連携し、障害福祉の魅力を発信する就職面談会を実施するなど、障害福祉分野に関わる人材の確保を支援するとともに、手話通訳者や要約筆記者の養成・確保や移動支援、代読・代筆支援、資料を作製する人材の育成等に取り組んでまいります。

続きまして、90ページをお願いいたします。基本目標3「自立と社会参加の仕組みづくり」の基本施策（1）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」でございます。こちらにつきましては、「聴覚障害者への配慮を充実させてほしい。また、その障害特性等について、市の職員に周知を徹底してほしい。これらを踏まえ、「手話言語条例」を制定してほしい。」とのご意見をいただいております。聴覚障害者をはじめとする障害のある方が、地域の中で生活していく上で、必要な情報や、周囲の方からの適切な支援等が得られやすくなるよう、市職員や地域の方に対し、障害者理解に関する周知啓発を行うとともに、適切な支援や配慮を行ってまいりたいと考えております。

また、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、読書バリアフリー法の制定を踏まえ、視覚障害をはじめとした発達障害、肢体不自由等の障害により、読書が困難な方に対する配慮がなされた書籍等の量的拡充や質の向上を図ってまいります。

次に、93ページをご覧ください。基本施策（2）「障害者の就労支援」でございます。こちらにつきましては、委員の皆様や市民会議等におきまして、「障害特性やニーズに合わせて、適切な機関につなぐ支援を行っていることを明記してほしい」といったご意見をいただいております。障害者総合支援センターを拠点とした就労支援を引き続き行っていくとともに、個々の障害特性に応じ、国や県等の専門機関と連携を図りながら、就労支援に取り組んでまいります。

続きまして、96ページをご覧ください。基本施策（3）「アクセシビリティに配慮した空間の整備」につきましては、公共施設等の整備にあたっては、平成30年度に改正されたバリアフリー法や、JIS等の関連規格やガイドラインなどの趣旨を踏まえ、誰もが快適に安心して利用できるよう努めてまいります。

次に、99ページをお願いいたします。基本施策（4）「外出や移動の支援」につきまして、福祉タクシー利用料金助成事業等、現行計画に引き続き各事業を実施するとともに、事業所等に対し広く周知啓発を行い、移動介護を行う事業への参入を促すなど、障害者の社会参加を促進してまいります。

続きまして、101ページからは、基本施策（5）「文化・スポーツ活動の促進」でございます。現行計画に引き続き、各種文化・スポーツ活動を通じて、障害者に対する理解や障害者の社会参加を促進してまいります。

次に、104ページをお願いいたします。104ページからが、基本目標4「障害者の危機対策」となります。委員の皆様や市民会議等におきまして、「2019年台風19号による風水害や新型コロナウイルス感染症への対応等を今後の計画に活かしてほしい」といったご意見をいただいております。

ここで、新型コロナウイルス感染症に関することにつきましては、未だ収束の見込みが立たない状況の中、今年度策定中の本市の上位計画である「総合振興計画」におきましても、計画に掲載する内容等を精査しているところでございます。本計画におきましても、「総合振興計画」をはじめとする本市の他の計画等の動向に注視しつつ、本計画に掲載するかどうかも含め、引き続き検討課題とさせていただきます。いずれにいたしましても、これまでに起こった大規模な地震や風水害などにおける経験と教訓や、いわゆる「新しい生活様式」等における障害者への支援や配慮等を踏まえ、皆様が安全・安心に暮らせる防災体制の充実を目指し、各事業に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

第2章各論に関する説明は以上となります。

続きまして、第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画でございます。

この部分は、障害者総合支援法に基づく計画となり、国が定める基本方針に沿い、各障害福祉サービスなどの具体的な数値目標や見込量を記載する部分でございます。

基本的には、国が定める基本方針におきましても、現行計画に引き続き設定されているものが多くございます。

本日は、お時間の都合上、割愛させていただきますが、今後も地域自立支援協議会等でご意見を伺ってまいりたいと考えております。

また、本日の素案（案）ではお示しできませんが、巻末には資料編として、本計画策定にかかる関連法令、条例等を掲載する予定でございます。

次期計画素案（案）についての説明は以上でございます。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

（平野委員長）

ありがとうございました。今資料2-2について、お手元の表紙ですが総論と各論とありまして、基本的に総論のほうはこれまでのことを踏まえてやっていきまして、各論のところは新しい法律ができました。それから皆様方のご意見なども足していただいております。先程いいましたように、この3年間でバリアフリー法が改正されました。それから視覚障害者の読書バリアフリー法、それから聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律、こういった法律が改正されています。これは、私のほうから事務局に相談したのですが、もう1つ大変大きな法律があります。障害者による文化芸術活動の推進に関する法律というものです。それをどのように提起するのか事務局と話し合いました。ご存知のように、芸術文化は事実上、コロナの関係でストップした状態になっております。これに関しては、文科省や県、さいたま市全体を含めてどうするかというのは暗中模索の状態

す。今回、これに関しては障害だけの計画の中に入れるというのは難しい状況にありまして、これに関する国の動き、県の動き、さいたま市全体と合わせて今後考えていきたいと思っております。ある程度状況が見えた段階で、もう一度この件については議論していくということで進めていきたいと思っております。それから、第6期障害福祉計画で大きく変わったのが、相談の強化や確保のための財政や質の向上です。これについては国が記載しています。何か確認、あるいは詳しく説明してほしいといったところはございませんか。

(高濱委員)

この会議に出るたびに、私からいつてきたのがIT化ということで、例えば、今回コロナについても学校はまったく準備していないわけではないのですが、デバイスだけ揃えたりWi-Fiだけ整備したり、結局そこは何もやれずにプリント配布だけして、そしてどんどんリアルに戻ってきたらもう忘れて元に戻ろうとしています。基本目標5として1つ足さなければいけないくらい世の中が変わったのだから、IT技術が大々的に取り入れるというようにしないと、今予想されているのは温暖化で海面水温が1度以上上がると台風が10倍になるという現実的なデータがあり、去年は最初で今年の9月、10月にはまたすごいことになるだろうといわれています。台風の災害は大きいものですし、今後もっと大変になります。そのときに、やはり技術が圧倒的に役割を担うと思います。さいたま市が日本の先頭に立って、IT化ということをやってほしいと思います。災害のアプリみたいなものをスマホの中に入れて、そこで何かあったら登録できるし、必要な物資の通知も出るし、親が死んでも食べ物なども全部そこに売っているなど、そういったことがわかるアプリを開発してほしいです。大したものではなく、すごくシンプルなものでよいですし、費用はかかるとは思いますが、そのようなことを発想しないと、これはずっと今までの積み重ねで意味がとてもありますし、やるべきことなのですが、世の中これだけ変わったのだから踏み切ってIT化のアプリをつくらないととてもじゃないけれど太刀打ちできないと思います。ITを駆使して、例えばZoomにしても、会議に参加できるということ自体、動画はまだやったことがないので困っているレベルみたいなものではなく、ワンクリックでどの人も入れるみたいなものもつくってしまえば提供できます。それはコロナが教えてくれたことで、警鐘を鳴らしてくれていると思うので、そういったものもぜひ基本目標に入れるくらいでやってほしいと強くお願いしたいと思っております。

(平野委員長)

他にいかがでしょうか。

(遅塚委員)

事前にずいぶん意見を出させていただきましたが、よくお答えをいただきました。ありがとうございます。1点だけ確認させてください。いつも申し上げているとおり、計画と

というのはまず、現状認識があって、あるべきかたちがあって、それを具体的にどう入れていくのかという手順が書いてあるのが計画であると思います。そのあるべき目標というのは、市民にニーズがどれくらい満たされているかということであると思うのですが、まだ中には見ていると、自分がやっている仕事の量を書きおけばよいというような計画の立て方が散見されるので、少し残念だなという気がします。第3章の部分についてお聞きします。本来は自立支援協議会のほうの担当かもしれませんが、いただいた資料の109ページと、124ページの関係についてお聞きします。109ページを見ると、いわゆる施設入所、さいたま市から入所施設に入所されている方の人数が平成元年の760人から平成5年度末に747人に減らしますということが書かれています。124ページを見ると、最終的には令和5年度に807人に増やすと書いてあります。ここがよく理解できないのでご説明いただきたいと思います。

(事務局)

障害支援課の春山と申します。

今ご指摘いただいた点につきましては、申し訳ございません、確認いたしまして訂正させていただきます。

(遅塚委員)

あとでお示しいただけるということによろしいのですが、入所施設が増えていくのか、あるいは減っていくのかは市民にとって大きな話題になります。増やす方向なのか、減らす方向なのか、どちらに修正するのかだけ教えてください。

(事務局)

109ページの目標値にあわせ、減らす方向です。

(平野委員長)

他はいかがでしょうか。

(小山委員)

84ページですが、精神保健福祉に関する相談支援とあります。そこで、各区役所保健センターが相談窓口になっていますが、精神の保健福祉に関して保健センターに問い合わせたところ、どなたも口を揃えておっしゃるのは、ここは子ども支援であり保健センターでそれは扱っていませんという回答があります。ここにどうして保健センターが入るのでしょうか。

(事務局)

精神保健課の岡田と申します。

さいたま市では、精神保健福祉の相談先として第一次相談機関は各保健センターとなっております。保健センターでも相談を受けています。ただ、担当によっては、なかなか精神障害をお持ちの方に接することが少ない方もいるため、相談できなかったということがあるかもしれません。そこについては申し訳ございません。ただ、相談先としては保健センターということになっております。

(小山委員)

これに関しましては、こころの健康センターと保健所、障害政策課の3部署に集まっていただいて、精神に関して対応する部署について、これを知らない人がいるので1つの計画書をつくりました。そのときに保健センターというのは入っていないです。入っていないのにここに入れているというのは、おかしいのではないのでしょうか。また、実際に問い合わせしても、うまく対応してもらえません。そここのところの線引きが不確かなのでしょうか。

(事務局)

保健センターでは、母子の相談と精神の相談、後は普通の成人の健康づくりという相談がありまして、各々ご相談するというかたちにはなっています。先程いわれた計画書のごとが少し理解できなかったのですが、こころの健康ガイドという市のほうで出している精神の相談パンフレットの中にも相談先として各保健センターが載っているかたちになっております。

(小山委員)

書類の上ではそうかもしれませんが、実際に聞いたり、3部署に集まっていただいて説明を受けました。その中では保健センターは対応しませんというお答えになっています。これを出したときに、たらい回しになってしまいます。うちはわかりませんので保健所に聞いてください、こころの健康センターに聞いてくださいということになると、どこも対応しないのにたらい回しで、いつも相談者はどこに相談してよいかわかりませんといって家族会にきます。そのようなことがありますので、ここに書いてあるからといわれると、実際に私ども使うほうは混乱します。実際に電話してみるとうちはやっていません、だから保健所にいってくださいということで対応なしになります。実際にいつも起きていることなので、ここに書いてあるからこれでよいというお答えでは私どもは本当に使えなくて困りますので、そこはしっかりと皆さんに線引きをしっかりとさせていただいて、ここに明記していただきたいと思います。



(事務局)

もしかしたら、アウトリーチに関してのご相談を受けることで保健センターは入っていないと思うのですが、普通の精神福祉相談というところでは保健センターが実際に面接や訪問等は行っておりますので、まったくやっていないということはないと思います。ただ、そういった嫌な思いをされたということであれば、その辺りの周知はちゃんとしていきたいと思います。相談内容によって、保健センターが受けられるものと保健所で受けるものというのは確かにあるかと思えます。

(平野委員長)

住民の側からするとたらい回しになるということですので、その辺の部分をもう一度関係機関で話し合って検討していただきたいと思えます。

(小山委員)

障害政策課の方が集まっていたいただいて対応したときには、保健センターが相談を扱っていませんのでこちらでは説明にいきませんということでした。それはちょっと違うなと思えました。

(平野委員長)

それも含めて、住民方と関係課とで認識のずれが現実ですので、検討をお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

(荒井委員)

お礼が1点、パブリックコメントに関するお願いが1点、各論に関するコメントが3点あります。まず1点目ですが、私どもの意見をたくさん取り入れていただき、ありがとうございました。読書バリアフリー法のことや法令やJIS規格などのところ、本当に感謝申し上げます。2点目です。パブリックコメントに関するお願いがあります。平成29年度の第2回政策委員会でも私から同じことを申し上げたのですが、恐れ入ります。実は平成29年度の第2回市民会議で同じグループだった聴覚障害の方が、障害者総合支援計画に対するパブリックコメントというものがあるということ自体がわからなかったということをおっしゃっていました。それはなぜかということ、市報さいたまにお知らせが載っていなかったからだということです。今年もパブリックコメントをされると思うのですが、詳細な内容は後日ホームページで見てくださいでも構わないので、今年の10月にパブリックコメントがありますという内容だけでも構わないので、ぜひ今回は市報さいたまに掲載をお願いいたします。次に3点目です。視覚障害者を専門機関や労働局、ハローワークにつなぐ支援を行っていただけるとのことで、大変安心いたしました。ありがとうございます。これについて、これは障害者雇用促進法の第6条に沿って行うものだと思うので、

計画案の文言ですが、国や県の専門機関と有機的な連携を図るといように修正することを求めます。修正箇所は4か所ほどありますが、詳しい修正内容については事前に事務局にお送りしてあります。4点目です。福祉人材の確保というところなのですが、これについて福祉サービスとしての代筆・代読支援の人材養成を事業の中にぜひ入れていただくわけにはいかないでしょうか。さいたま市におかれましては、市の各種窓口で職員の方々が支援をしてくださっていることも重々承知しております。しかし、視覚障害者からは、国や自治体から感染症予防の要請が出ていて、使いたくても外出支援が使えず市役所などの窓口に行けないという状況に陥っておられて悲鳴のような声がたくさん聞こえてきております。3密の回避を理由に同行援護を断られてしまったり、その同行援護が使えないと市役所の窓口にいけません。それから、一人暮らしの方などでホームヘルパーを使っている場合、そこで代筆・代読支援を使ってしまうと、肝心な家事支援が十分に受けられないというような八方ふさがりのような状況に陥っています。大変難しいことなのは承知ではあるのですが、このような状況にありまして何とか事業に入れていただきたいと思っております。最後に、防災計画のところの、防災知識の普及啓発です。これは国の障害者計画に沿って障害特性に配慮した防災ガイドブックを全戸に配布するというように文言を修正することをお願いいたします。先程も説明にありましたが、ホームページにPDFファイルを載せていただいておりますし、それをアクセシブルな形式のPDFで載せていただければと思います。ご検討いただけたらと思います。以上です。

(平野委員長)

ありがとうございます。他はいかがですか。

(黒澤委員)

防災のことについて直していただいたのは本当にうれしいのですが、昨年の水害のときに障害のある人たちが避難所に入れなかったかというところで、名簿を活用してそれを一層促進するのではなくて、避難所が開けなかったから入れなかったのだと思っています。一般の人たちと一緒にいるのは困難だから、一般の避難所だけ開けるという対策は、ちょっと違っていたというように思います。障害のある人たちが外で1時間待たされたことも含めて、そのように感じております。今までと同じような避難経路ではいけないのだということをここに明記していただきたいです。障害者に対しての対策を考えているので、一般の人たちの他に福祉避難所があるなら、早期のうちに福祉避難所を開けるような対応など、具体的なことがないと、やはり一般の人と一緒に障害のある人が並んで入るというのは、あり得ないですし、できません。だから福祉避難所があると思うので、去年は福祉避難所というのは1か所も開けませんでした。だから1時間以上も待たされて毛布もいただけないという現実が起きたので、このまま変えていってしまうと、活用したけれどできませんでした、と終わってしまうような気がするので、一般の避難所を開けたら次

に福祉避難所という、その順番が間違っているのではないかと当事者としては捉えています。ですから、ここをもう少し検討していただいて、今、実際に一般避難所しか開けられないのであれば、福祉避難所を早期に開けることを検討するとしなければいけません。一般の方と一緒にうちの子どもたちがどこかに収容されたとしても、多分一緒に生活はできないと思います。今までどおりの考えでは、多分この防災の対応はうまくいかないと思っています。ご検討いただければと思います。

(事務局)

福祉総務課の伊藤と申します。

まずは福祉避難所への貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。現在の福祉避難所の取り扱いについてご説明させていただきます。国の災害対策基本法という大元の法律がございまして、それに基づいてさいたま市では地域防災計画を策定しております。こちらの計画における福祉避難所の扱いというのは、そもそも民間の社会福祉施設等と市が協定を結んだうえで、あくまで民間の社会福祉施設等で通常行っている事業の空いている部分で福祉避難所を開設して、その後、要配慮を行うような方々について取り扱っていくこととなっております。今、計画の中では発災から大体3日前後の間に開設も含めて判断したうえで対応をさせていただくと明示させていただいております。現場からそういった貴重なご意見をいただきましたので、今後、計画の変更等も含めまして対応を検討させていただきたいと考えております。

(黒澤委員)

私の捉え方が間違っているかもしれませんので確認させてください。まず、小学校の体育館が避難のときに開きますね。自治体と小学校の関係者と区役所で避難対策会議がありますよね。そのときに、体育館で収容できない車イスや障害のある人たち、高齢者の方たちが一般の人とわけるといような対応になっていると思います。今回の場合、体育館のみしか開きませんでした。ですから、他の施設を使うことができませんでした。もしくは、その後に公民館やコミュニティセンターが要配慮者のために開くとなっておりますよね。それも実際コミュニティセンターは閉まっていたというご意見もありました。多分、今回は内容がわからないので、小学校の体育館のみ開きますという市のほうのご通達があったので、実際現場も体育館しか開けていません。他の施設は全部クローズで入ってはいけませんよということになっています。こんなにすごい水害になると思っていなかったから体育館を開ければいいかなという感覚でいわれたのだと思いますけど、最初のときに民間の施設ではなくてコミュニティセンターや公民館をどうして開けられなかったのかという話です。市の施設ですよ。小学校の体育館は大きいのですが、地域の方、おじいちゃん、おばあちゃんが今日の雨はすごく危ないので避難させてくださいといったら、その施設管理者の校長先生は快く開けてくださいます。ですから、そのように福祉の配慮が必要

の人の場合はこのコミュニティセンターを開けましょうとか、この公民館を開けましょうということできないのですかという話です。

(事務局)

まず、先程おっしゃっていたように、学校などの指定避難所に関しまして、こちらの運営は地元自治会の方や市の職員も含めて避難所運営委員会というものを指定避難所ごとに設置しております。通常、夏頃に委員会が開かれまして、実際に発災した際に各施設のどの部分をどういった目的のために利用するかということも含め、運営全体に関してご協議をいただいているものでございます。実際に昨年台風19号等の発災も含めまして話を聞いたところ、必ずしもその施設すべてが体育館のみを開設するというのではなく、運営委員会での協議で定められたとおり、各目的のために体育館以外の部分も使うというかたちで、決められたことに関しましては、例えば教室やそういった部屋を、要配慮を行うために開設をしていたという情報はいただいております。ただ、先程のご質問の本質であります、要配慮者のための公民館等の開設は、大規模災害が毎年起きているという事実も含めまして、今後どういったかたちで、市としても変えていかなければいけないかということも考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

(平野委員長)

他にいかがでしょうか。

(荒井委員)

できればお答えを頂戴できると助かります。

(事務局)

障害政策課の射場です。

荒井委員からのパブリックコメントのところですが、先程10月に予定をしているということでお話させていただきましたが、市報につきましても10月号に掲載する予定であります。あわせてホームページ等でもパブリックコメントにつきまして周知させていただきたいと考えております。また、最後の4点目の防災ガイドブックについて、所管課のほうに確認いたしましたところ、ガイドブックの令和2年度版が9月の市報と共に全戸配布される予定となっているところです。また、そこには音声コード付きのガイドブックが配布される予定となっているところです。さらに、視覚障害者の方への配慮ということで、点字版とデージー版についても各区役所支援課、それと各区役所の情報公開コーナーには配布される予定と伺っているところです。こちらのほうは、基本的に所管課のほうで行っていることでもございますので、文言修正等含めて検討をさせていただきたいと考えております。先程の、つなぎ支援と代筆代読支援ですが、代筆代読支援のところでも1つ、市職

員に対してというところにつきましては、視覚障害者の方がいらっしゃったときに、障害担当部門、福祉担当部門だけではなく全職員対象に行っております、思いやりの心を育む研修というものがございまして、この研修で代筆代読支援の大切な部分、あるいはどういった支援、配慮が必要なのかというところを、毎年度研修をさせていただいているところでございます。市職員におきましては、基本的に代筆代読といたしますか、手続きの際にお困りのことがあれば、適切な支援や配慮をさせていただきたいと考えております。

(事務局)

障害者総合支援センターの矢部と申します。

つなぎ支援ということでお話をいただきました。昨年度、フロー図が完成したということです。つなぎ支援につきましては、フロー図を市のホームページに掲載してよいか埼玉労働局に最終的に確認をして、各区の支援課、障害福祉係あてに「フローができましたので、お問い合わせがあったときにはご活用ください。」ということで、昨年度周知いたしました。異動で人が変わると、フロー図があることについて、なかなか担当者間で認識できないということもありますので、そこについては定期的にこういったフロー図がありますということを周知していきたいと思っております。つなぎ支援については以上です。

(荒井委員)

文言の修正については検討いただけるのでしょうか。

(事務局)

有機的な連携という言葉の部分を計画に掲載するかというお話でよろしいでしょうか。

(荒井委員)

障害者雇用促進法第6条に合わせて、国や県の専門機関と有機的な連携を図りというところで、有機的という言葉が文言に入れてほしいというのが私の求めているところです。それをご検討いただくことは可能ですか。

(事務局)

有機的という言葉が、計画に掲載するということは考えておらず、この計画素案のままとさせていただきたいと考えております。ただ、必要に応じて国や県の専門機関と連携を図っていききたいと考えております。よろしくお願いたします。

(荒井委員)

これは、ここがやはり肝心なところで、有機的な連携が図られていなかったから、これまでは適切な機関につなげないとか、そもそもつないでいただけないということが起こっ

ていて、それが市民会議などでも権利擁護委員会などでも視覚障害者からたくさん意見が出ています。障害者雇用促進法6条のところに有機的というようにあるわけですから、これは窓口業務であっても障害者雇用促進法第6条のままで行われることには変わらないと思うので、ぜひ有機的という言葉を入れていただき、確実につなぐ支援を行っていただきたいと思います。すでに本市でつないでいただけないという事例が発生している以上、ここは強く求めます。

(平野委員長)

よろしいですか。93ページのところの、障害者雇用支援センター、就労支援の充実というところですか。これは障害者総合支援センターと労働政策課なので、この2つの課のほうに障害政策課のほうからこういったご意見がありましたと伝えていただけますか。そこで考えていただければと思います。

(事務局)

ただ今、障害者総合支援センターに話をさせていただきまして、こちらは検討させていただきまして、掲載する方向で考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(平野委員長)

基本的に素案というかたちで、今出たいくつかの修正や検討など、それも含めてご了解いただけますでしょうか。ありがとうございます。それでは、修正したものは事務局のほうから各委員に送っていただくというかたちでよろしいですか。

(事務局)

はい。かしこまりました。

(平野委員長)

では、そのような段取りでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、その他(1)といたしまして、さいたま市ソーシャルファームについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

障害者総合支援センターの矢部です。

ソーシャルファーム事業についてご報告いたします。

それでは、「資料3 さいたま市ソーシャルファームについて」をご覧ください。

ご承知とは存じますが、ソーシャルファーム事業は、「しあわせ倍増プラン2017」

における「障害者の働く場づくりの推進」として位置づけられた事業で、ソーシャルファーム又は特例子会社を創設支援することとされております。

目標としましては、令和2年度までに3事業者の創設を支援することとなっておりますが、現況としましては「わーくはびねす農園さいたま岩槻」の1件となっております。

まず、「わーくはびねす農園さいたま岩槻」の近況につきましてご報告いたします。

昨年11月に農園利用企業全17社が開園しまして、3月末時点で障害者101人、農場長34人が就労しています。8月中には障害者及び農場長が定員である105人、35人となる見込みと伺っております。

新型コロナウイルスの影響につきましては、4月7日の政府による「緊急事態宣言」を受けて、エスプールプラス社から原則休園の措置を17社に要請しております。

- ・完全休園は12社
- ・農場長のみ出勤する一部運営は5社
- ・一部運営にあたっては、人事担当者の許可によるもので、週2日、8:30~12:30の間のみ
- ・エスプールプラス社で出勤を確認し、健康チェック、入退園記録をつけてもらう
- ・在宅中の障害の方や農場長の給与は支給
- ・この間ほとんどの企業では、農場長が朝・夕の2回障害者の方とコンタクトを取って、健康状態や不安解消のサポートをとっていた。

ということです。

緊急事態宣言解除後は、エスプールプラス社から各企業にA・B2班体制によるローテーション勤務を要請し、送迎バスの密、農園の密、トレーラーハウスの密を防ぐことに努めております。

今現在もローテーション勤務は3社を除いて14社で継続されております。通常勤務を始めている3社では、「働けないか」や「出勤させてほしい」といった親御さんからの意見もあると伺っております。

ローテーション勤務は一応8月末まで継続予定ですが、今後の感染状況によっては延長も検討していくと伺っております。

農園内では、マスク着用、手洗い、ソーシャルディスタンス、検温の周知徹底されております。

続きまして、農園隣接地の拡張分についてです。

エスプールプラス社からは、11月の農園開園以後、「今のところ30人ほどから『今から農園で働くことができるか?』といった問い合わせがあり、また、特別支援学校からも見学や問い合わせが相次いでいる状況」ということで、今の農園の拡張等について市も相談を受けており、3月の政策委員会において、市としても関わっていきたいとのご報告したところですが、今の農園の隣接地に15棟拡張する工事が進められ、見学会や実習も行われており、45人の障害者の方が就労する予定となっております。9月から10月に

はオープンとなる予定です。

続きまして、今進めている「与野本町コミュニティセンター」におけるソーシャルファーム事業につきましてご報告いたします。

与野本町小学校内には郷土資料館や子育て支援センター、放課後児童クラブといった複合施設が設置され、すでに供用が開始となっております。人の来館が見込める状況にあることや、以前、与野本町コミュニティセンター内にあった喫茶店が、大規模修繕で撤退してしまったことから、コミュニティセンターに対して、飲食できる施設が欲しいと利用者から要望があがっているという情報がありました。そこで、ソーシャルファームを活用して、コーヒーやパンなどの飲食物を提供する売店が設置できないか検討しているところです。

先日、障害特性を熟知しており、飲食物の物販も手掛けているところが多いことから、市内A・B型事業所あてに、本事業のご案内を意向調査としてメールにて送付しました。その内容としましては、

- ・一般就労で週20時間以上従事できる障害のある方を1人以上新規で雇うこと（施設外就労など福祉サービスでない従業者を雇うこと）
- ・障害のある従業者をサポートする従業者をおくこと
- ・飲食物の販売等に関する保健所等への許可は事業所で行うこと
- ・売店等の設置工事に伴う費用は事業所が負担すること

といったもので、この事業を検討される事業所が複数となった場合には、計画書等を改めて送付し、期限を設けて提出いただき、選定していくこととします。また、年内の運営開始を見込んでおります。

以上、ソーシャルファーム事業についてのご報告でした。

(平野委員長)

確認ですが、ソーシャルファームのエスプールのほうの拡張は、エスプールの自主的な拡張ですね。これに関しては、前回あったような混乱するようなことはないですか。

(事務局)

利用者、障害のある方の募集につきましてはエスプールプラス社が行います。

(平野委員長)

はい、わかりました。よろしいですか。

(平野委員長)

続きまして、その他(2)といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応について、事務局から説明をお願いします。



(事務局)

はい、障害支援課の林と申します。

それでは、ご説明させていただきます。

大変恐縮ですが、着座の上説明させていただきます。

それでは、「資料4 新型コロナウイルス感染症対応について」に沿って、これまでの本市の取り組みについてご報告いたします。

1つ目は、障害福祉サービス事業所等に対するマスク、消毒液の配布についてです。資料1ページをご覧ください。

これまでの配布状況につきましてはご覧のとおりです。3月から7月にかけて、それぞれ4回ずつ配布を行っております。

2つ目は、障害福祉サービス等の衛生管理確保支援等事業補助金についてです。資料3ページをご覧ください。

こちらの事業は、障害者福祉施設が新型コロナウイルス感染拡大防止のために購入する衛生用品等の費用に対し、1施設あたり5万円を上限として補助を行うものでございます。昨年度に一回目を行い、現在二回目を実施中でございます。

3つ目は、就労継続支援A・B型事業所に対する生産活動の再起に係る経費の支援についてです。資料4ページをご覧ください。

こちらの事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生産活動収入が相当程度減少している就労継続支援A・B型事業所に対し、生産活動の再起に向けて必要となる費用等について、50万円を上限に補助金を支給するものです。事業所の存続を下支えすることを通じて、障害者の働く場や、利用者の賃金・工賃の確保を図るような事業でございます。補助対象期間は令和2年4月から9月までを予定し、7月から申請受付を開始しております。

4つ目は、就労継続支援B型事業者における障害者の工賃の支援についてです。資料6ページをご覧ください。

こちらの事業は、本市の単独事業で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生産活動の縮小に伴い、工賃が減少した就労継続支援B型で働く障害者に対し、月額1万円を上限に工賃減少額の8割を支給するものです。こちらも補助対象期間を令和2年4月から9月までといたします。

新型コロナウイルス感染症対応についての報告は以上です。

(平野委員長)

ありがとうございました。ただ今の説明に関しまして、何かご質問はございますか。これは今後、推移を見ながらいろいろ考えていただくことになると思います。よろしく願いいたします。最後に、事務局からの連絡事項があればお願いいたします。

(事務局)

はい、事務局でございます。2点ほどお伝えしたいことがございまして、まず1点目が通勤に要する費用の支給でございます。

～ 資料について説明 ～

続きまして、2点目が、次回の第5回政策委員会ですが、来年1月19日火曜日の開催を予定しております。

また、第2回目のワーキンググループを12月下旬に開催させていただく予定でございます。

会場や議題について詳細が決まりましたら改めてご連絡させていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(平野委員長)

はい、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、「第4回さいたま市障害者政策委員会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。